

平成29年9月5日

< 報道関係各位 >

フラット35子育て支援型・地域活性化型に係る 地方公共団体との協定締結先が100団体を超えました

独立行政法人住宅金融支援機構（本店：東京都文京区後楽1-4-10、理事長：加藤利男 以下「機構」という。）は、子育て支援・地域活性化の推進を図るため、「子育て支援」「U I J ターン」「コンパクトシティ形成」の施策を実施している地方公共団体と協定を締結し、地方公共団体による財政的支援とあわせ、機構が提供する全期間固定金利型住宅ローン【フラット35】の金利を引き下げる制度を実施しています。（別紙1）

平成29年5月から協定締結を順次進めてまいりましたが、機構と協定を締結した地方公共団体数が100団体を超え、9月4日現在で120団体となりました。

引き続き、地域の事情・ニーズに応じて地方公共団体との協定締結を進め、子育て支援・地域活性化の推進を図ってまいります。

<参考>

平成29年9月4日までに協定締結した地方公共団体数（別紙2一覧表参照）

計120団体（9県、79市、29町、3村）

「子育て支援型」 計95団体

「地域活性化型（U I J ターン、コンパクトシティ形成）」計70団体

（注）一部重複している団体があるため、合計は一致しません。

※詳しくは、【フラット35サイト】<http://www.flat35.com>をご覧ください。

【お問合せ先】

地域支援部 市川／神倉 TEL：03-5800-8168

【フラット35】Sとの併用について

金利引下げの組み合わせ	金利の引下げの期間及び幅
【フラット35】子育て支援型 または 【フラット35】地域活性化型	平成29年9月30日以前に取扱金融機関に申し込まれた方 当初5年間 年▲0.55% 6年目から10年目まで 年▲0.3%
× 【フラット35】S (金利Aプラン)	平成29年10月1日以後に取扱金融機関に申し込まれた方 当初5年間 年▲0.5% 6年目から10年目まで 年▲0.25%
【フラット35】子育て支援型 または 【フラット35】地域活性化型	平成29年9月30日以前に取扱金融機関に申し込まれた方 当初5年間 年▲0.55%
× 【フラット35】S (金利Bプラン)	平成29年10月1日以後に取扱金融機関に申し込まれた方 当初5年間 年▲0.5%

※【フラット35】子育て支援型・地域活性化型と【フラット35】Sとの併用については、住宅金融支援機構またはお申込み予定の金融機関にお問い合わせください。

(注) 【フラット35】子育て支援型・地域活性化型と【フラット35】Sの併用に当たっては、【フラット35】子育て支援型・地域活性化型の要件(中面参照)に加えて、【フラット35】Sの要件として、取得対象住宅が省エネルギー性、耐震性、バリアフリー性または耐久性・可変性の基準のうち、いずれか1つ以上の基準に適合する必要があります。基準の詳細は、フラット35サイト(www.flat35.com)をご覧ください。お客さまコールセンター(Tel.0120-0860-35)までお問い合わせください。
 【フラット35】子育て支援型・地域活性化型および【フラット35】Sには予算金額があり、予算金額に達する見込みとなった場合は、受付を終了します。受付終了日は、終了する約3週間前までにフラット35サイト(www.flat35.com)でお知らせします。

毎月の返済額・総返済額の試算(比較)

【試算例】借入額3,000万円(融資率9割以下)、借入期間35年、元利均等返済、ボーナス返済なし、借入金利年1.12%※、平成29年9月30日以前申込受付の場合
 ※平成29年4月における返済期間が21年以上35年以下、融資率9割以下の場合の【フラット35】の最優金利

【フラット35】子育て支援型・地域活性化型なら【フラット35】より総返済額が約38万円お得！
【フラット35】子育て支援型・地域活性化型と【フラット35】S(金利Bプラン)の併用なら【フラット35】より総返済額が約83万円お得です！

	【フラット35】	【フラット35】子育て支援型・地域活性化型		【フラット35】子育て支援型・地域活性化型と【フラット35】S(金利Bプラン)の併用	
		当初5年間	6年目以降	当初5年間	6年目以降
借入金利	全期間 年1.12%	当初5年間 年0.87%	6年目以降 年1.12%	当初5年間 年0.57%	6年目以降 年1.12%
毎月の返済額	全期間 86,373円	当初5年間 82,880円	6年目以降 85,893円	当初5年間 78,807円	6年目以降 85,301円
総返済額	36,276,809円	35,894,332円		35,436,967円	
【フラット35】との比較(総返済額)	—	▲382,477円		▲839,842円	

取扱金融機関または住宅金融支援機構の審査の結果によっては、お客さまのご希望にそえない場合がありますので、あらかじめご了承ください。試算結果の数値は概算です。

(注) 上記総返済額には、融資手数料、物件検査手数料、機構団体信用生命保険の特約料※、火災保険料等は含まれず、別途お客さま負担となります。
 ※平成29年10月1日申込受付分から、団信の加入に必要な費用を住宅ローンの月々の返済金に含めた団信付きの【フラット35(買取型)】の取扱を開始いたします。

【フラット35】子育て支援型・地域活性化型

【フラット35】子育て支援型・地域活性化型とは、

子育て支援や地域活性化について、積極的な取組を行う地方公共団体と住宅金融支援機構が連携し、住宅取得に対する地方公共団体による補助金交付などの財政的支援とあわせて、【フラット35】の借入金利を一定期間引き下げる制度です。

住宅金融支援機構と連携する地方公共団体については、フラット35サイト(www.flat35.com)において順次お知らせします。

【フラット35】子育て支援型・地域活性化型は、地方公共団体が住宅金融支援機構と連携している場合にご利用いただけます。金融機関へお申込みいただく前に、住宅を取得される地域の地方公共団体が住宅金融支援機構と連携していることを上記ホームページでご確認ください。



平成30年3月31日までの申込受付分に適用(※)

金利引下げプラン	金利引下げ期間	金利引下げ幅
【フラット35】子育て支援型 【フラット35】地域活性化型	当初5年間	【フラット35】の借入金利から 年▲0.25%

(※) 【フラット35】子育て支援型・地域活性化型には予算金額があり、予算金額に達する見込みとなった場合は、受付を終了させていただきます。受付終了日は、終了する約3週間前までにフラット35サイトでお知らせします。

(注1) 【フラット35】子育て支援型・地域活性化型は、【フラット35】借換融資にはご利用できません。

(注2) 【フラット35】子育て支援型と【フラット35】地域活性化型を併用することはできません。

(注3) 【フラット35】子育て支援型・地域活性化型は【フラット35】S等と併用することができます(裏面をご覧ください。)

【フラット35】子育て支援型・地域活性化型をご利用いただくための要件については、中面をご覧ください。

住宅金融支援機構
 Japan Housing Finance Agency
 <フラット35サイト>
www.flat35.com

お客さまコールセンター
0120-0860-35
 営業時間：毎日9:00～17:00(祝日、年末年始を除き、土日も営業しています。)
 ご利用いただけない場合(国際電話などは、次の番号へおかけください。)
 048-615-0420 (通話料金がかかります。)
 (平成29年4月現在)

【フラット35】子育て支援型・地域活性化型をご利用いただくための要件

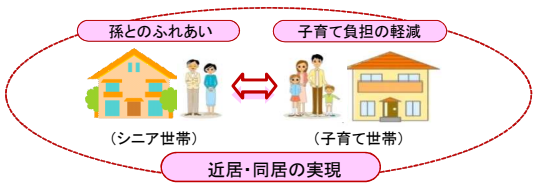
【フラット35】子育て支援型・地域活性化型をご利用いただくためには、地方公共団体(※1)から、「フラット35子育て支援型・地域活性化型利用対象証明書」(※2)の交付を受ける必要があります。

- (※1) 機構と協定を締結し、連携する地方公共団体に限ります。連携する地方公共団体は、フラット35サイト(www.flat35.com)に順次掲載していきますので、ご確認ください。
- (※2) 「フラット35子育て支援型・地域活性化型利用対象証明書」の交付を受けるための条件については、各地方公共団体へご確認ください。
- (注1) このほか、住宅の耐久性等の【フラット35】の技術基準やその他融資基準を満たす必要があります。各基準の詳細は、フラット35サイト(www.flat35.com)でご確認ください。
- (注2) 本制度の効果および有効性を検証し、次年度の事業要件に反映させていくことを目的として、お客さまへのアンケート調査を実施します。ご協力をお願いします。

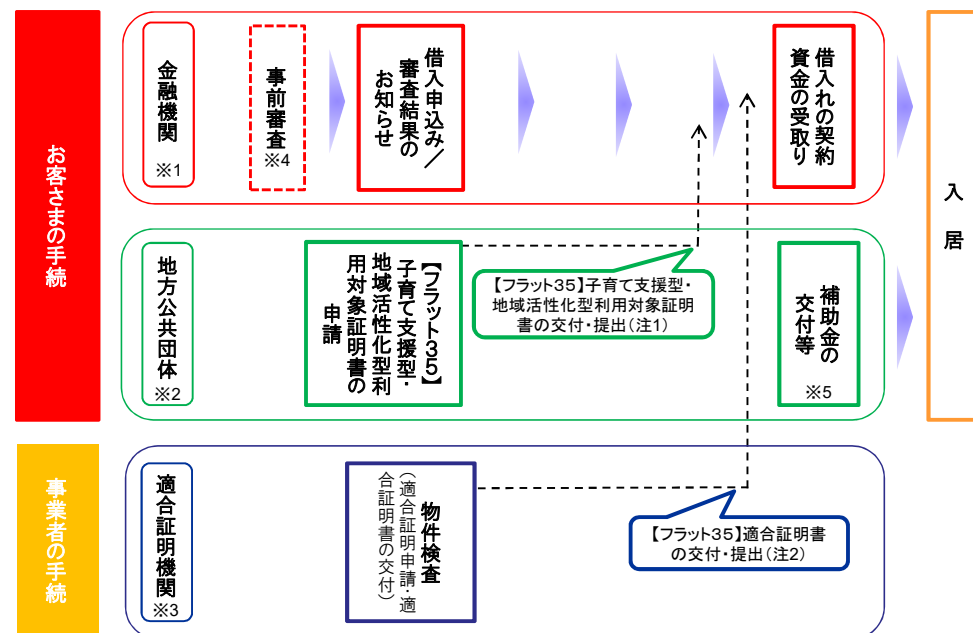
<【フラット35】子育て支援型・地域活性化型が利用できる地方公共団体の事業の概要>

機構と連携する地方公共団体※が次のいずれかの事業を実施しており、お客さまがその事業による補助金交付等の対象である場合に、【フラット35】子育て支援型または【フラット35】地域活性化型をご利用いただけます。

※ 機構と協定を締結し、連携する地方公共団体に限ります。連携する地方公共団体は、フラット35サイト(www.flat35.com)に順次掲載していきますので、ご確認ください。

	地方公共団体が実施する事業の概要 ※ 事業の詳細は、各地方公共団体が、地域の実情を踏まえて個別に決定します。
【フラット35】 子育て支援型	<p>次のいずれかの場合における補助金交付などの財政的支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ●若年子育て世帯が住宅を取得する場合 対象となる子育て世帯の要件(子の年齢等)は、各地方公共団体が個別に定めます。 ●若年子育て世帯と親世帯が同居または近居するために住宅を取得する場合 対象となる子育て世帯・親族世帯の家族構成、同居を行うために必要な住宅の要件、近居の場合の距離等は、各地方公共団体が個別に定めます。
	 <p>近居・同居の実現</p>
【フラット35】 地域活性化型	<p>次のいずれかの場合における補助金交付などの財政的支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ●UJターン※1を契機として、住宅を取得する場合 ※1 UJターンとは、大都市圏の居住者が地方に移住する動きの総称です。Uターンは出身地に戻る形態、Jターンは出身地以外の地方へ移住する形態、Jターンは出身地の近くの地方都市に移住する形態をいいます。 ●居住誘導区域※2外から居住誘導区域内に移住する際に住宅を取得する場合(コンパクトシティ形成※3) <p>※2 居住誘導区域とは、地方公共団体が居住を誘導すべき区域として定めるものをいいます。当該居住誘導区域が定められていない地方公共団体においては利用対象となりません。</p> <p>※3 コンパクトシティ形成とは、都市機能の近接化による歩いて暮らせる集約型まちづくりの実現に向け、拡散した都市機能を集約させ、生活圏の再構築を進めていくことをいいます。</p>

【フラット35】子育て支援型・地域活性化型の利用手続の流れ



- (注) 上図は、一般的な手続の流れを示しています。金融機関、地方公共団体および適合証明機関における手続の順序は問いません。ただし、注1(【フラット35】子育て支援型・地域活性化型利用対象証明書)および注2(【フラット35】適合証明書)は、借入れの契約時までに金融機関へ提出する必要があります。
- (※1) 借入申込みは、【フラット35】の取扱金融機関となります。
- (※2) 【フラット35】子育て支援型・地域活性化型利用対象証明書の交付手続が可能な地方公共団体は、フラット35サイト(www.flat35.com)に順次掲載していきます。
- (※3) 適合証明機関は、検査機関または適合証明技術者(中古住宅購入の場合のみ)となります。
- (※4) 取扱金融機関によって、事前審査を実施していない場合があります。事前審査は仮審査であり、借入申込後の正式な審査結果を約束するものではありません。
- (※5) 補助金の交付等は、各地方公共団体の制度に基づき、地方公共団体が実施するもので、入居後に実施される場合もあります。

《借入れに当たっての注意事項》●【フラット35】は、民間金融機関と住宅金融支援機構が提携してご提供する全期間固定金利住宅ローンです。お申込みは、取扱金融機関となります。詳細はフラット35サイト(www.flat35.com)でご確認ください。●取扱金融機関または住宅金融支援機構の審査の結果によっては、お客さまのご希望にそえない場合がありますので、あらかじめご了承ください。●借入額は100万円以上8,000万円以下(1万円単位)で、建設費または購入価額(非住宅部分を除く。)以内となります。また、年収等、審査の結果によってはご希望の借入額まで借入れできない場合があります。●融資率とは、建設費または購入価額に対して、【フラット35】の借入額の占める割合をいいます。●融資手数料は、お客さま負担となります。融資手数料は取扱金融機関により異なります。●借入金利は、資金受取時の金利が適用となります。●【フラット35(買取型)】では、借入期間(20年以下・21年以上)、融資率(9割以下・9割超)に応じて、借入金利が異なります(【フラット35(保証型)】は取扱金融機関によって取扱いが異なります。)。借入金利は取扱金融機関により異なります。●借入金利は毎月見直されます。●融資率が9割を超える場合は、返済の確実性等をより慎重に審査します。●最長35年の返済が可能です。ただし、お客さまの年齢により借入期間が短くなる場合があります。●住宅金融支援機構の定める技術基準に適合していることについて、検査機関または適合証明技術者による物件検査を受ける必要があります。あわせて、新築住宅では、建築基準法に基づく検査済証が交付されていることを確認しています。物件検査手数料はお客さま負担となります。物件検査手数料は、検査機関または適合証明技術者により異なります。●【フラット35】子育て支援型・地域活性化型を利用する場合には、地方公共団体から「フラット35子育て支援型・地域活性化型利用対象証明書」の交付を受ける必要があります。●借入対象となる住宅及びその敷地に、【フラット35(買取型)】では住宅金融支援機構、【フラット35(保証型)】では取扱金融機関を抵当権者とする第1順位を設定していただきます。なお、抵当権の設定費用(登録免許税、司法書士報酬等)は、お客さま負担となります。●【フラット35(買取型)】では、借入対象となる住宅について、火災保険(損害保険会社の火災保険または法律の規定による火災共済)に加入していただきます(【フラット35(保証型)】は取扱金融機関によって取扱いが異なります。)。火災保険料は、お客さま負担となります。●万一の場合に備え、団体信用生命保険への加入をお勧めしています。【フラット35(買取型)】では、機構団体信用生命保険の特約料※はお客さま負担となります(【フラット35(保証型)】は取扱金融機関によって取扱いが異なります。)。また、健康上の理由等により、加入できない場合があります。●【フラット35】子育て支援型・地域活性化型、【フラット35】S及び【フラット35】リノベは、借換融資には利用できません。●【フラット35】子育て支援型と【フラット35】地域活性化型を併用することはできません。●取扱金融機関の借入金利、融資手数料、返済額(返済額)の詳細は、フラット35サイト(www.flat35.com)でご確認ください。●説明書(パンフレット等)は、お申込みを希望する取扱金融機関で入手できます。

※平成29年10月1日申込受付分から、団信の加入に必要な費用を住宅ローンの月々の返済金に含めた団信付きの【フラット35(買取型)】の取扱いを開始いたします。

協定締結地方公共団体一覧
〔フラット35子育て支援型・地域活性化型〕

都道府県	地方公共 団体名	子育て支援型				地域活性化型		
		若年 子育て	同居	近居		UIJターン	コンパクトシティ	
北海道	夕張市					○		○
	江別市	○	○	○	○			
	南幌町 *	○	○	○	○	○		○
	当麻町					○		○
青森県	弘前市 *	○			○	○		○
岩手県	北上市 *	○	○	○	○	○		○
	一関市					○		○
	住田町	○	○	○	○	○		○
宮城県	白石市					○		○
	大崎市					○		○
	丸森町	○			○	○		○
秋田県	秋田県					○		○
	横手市 *		○	○	○	○		○
	北秋田市 *					○		○
	羽後町					○		○
山形県	山形県		○	○	○	○		○
	酒田市 *					○		○
	新庄市 *	○			○	○		○
	村山市 *	○			○	○		○
	舟形町 *	○			○	○		○
福島県	福島県		○	○	○			
	二本松市 *					○		○
	南相馬市 *	○	○		○			
	檜葉町 *	○			○			
茨城県	常総市 *	○	○	○	○			
	北茨城市 *	○			○			
	筑西市	○			○			
栃木県	栃木市	○	○	○	○	○		○
	小山市	○			○	○		○
群馬県	前橋市 *		○	○	○			
	中之条町 *	○			○			
埼玉県	狭山市 *		○	○	○			
	鴻巣市 *		○	○	○			
	蕨市		○		○			
	長瀬町	○			○	○		○
	美里町 *	○			○	○		○
千葉県	千葉市 *		○	○	○			
	市川市 *		○	○	○			
	松戸市		○	○	○			
	茂原市 *		○	○	○			
	多古町 *	○			○			
東京都	奥多摩町 *	○			○			
神奈川県	横浜市	○	○	○	○			
	厚木市 *					○		○
	松田町 *		○		○			
新潟県	長岡市 *	○			○	○		○
	新発田市 *	○	○	○	○	○		○
	見附市 *	○			○	○		○
	阿賀野市 *	○	○	○	○	○		○

都道府県	地方公共 団体名	子育て支援型			地域活性化型		
		若年 子育て	同居	近居	UIターン	コンパクトシティ	
富山県	富山市 *					○	○
	魚津市 *				○		○
	射水市	○	○	○	○		
	立山町 *				○		○
石川県	金沢市		○		○		
	羽咋市		○	○	○		
	かほく市	○	○	○	○		
	白山市 *		○	○	○		
	津幡町 *	○	○	○	○	○	○
	福井市		○	○	○	○	○
福井県	敦賀市	○	○	○	○		
	越前町			○	○		
	美浜町			○	○		
	都留市	○			○		
山梨県	韮崎市 *	○			○	○	○
	北杜市	○			○		
	上野原市 *				○		○
	南部町 *	○			○		
	飯山市 *		○	○	○		○
長野県	辰野町 *	○			○	○	○
	中川村 *	○	○	○	○		○
	高森町	○	○	○	○		○
	筑北村 *				○		○
	岐阜県 *	○			○	○	○
岐阜県	高山市		○	○	○		○
	飛騨市	○	○	○	○		○
	輪之内町 *		○	○	○		
	浜松市		○	○	○		
静岡県	伊豆の国市 *	○			○	○	○
	牧之原市 *	○			○	○	○
	東伊豆町 *	○			○	○	○
愛知県	西尾市		○		○		
	犬山市 *	○	○		○	○	○
	岩倉市 *		○	○	○		
三重県	四日市市	○			○	○	○
	名張市	○			○	○	○
	伊賀市	○			○	○	○
京都府	南丹市 *	○			○	○	○
	南山城村 *				○	○	○
大阪府	貝塚市			○	○	○	○
	大東市 *		○	○	○		
兵庫県	神河町 *	○			○		
和歌山県	和歌山市 *		○	○	○		
	橋本市 *					○	○
	高野町 *					○	○
鳥取県	鳥取県 *	○	○	○	○		
	湯梨浜町 *	○	○		○	○	○
島根県	島根県 *	○			○		
岡山県	津山市					○	○
	総社市 *					○	○
	高梁市	○	○	○	○		○
広島県	広島市	○			○		
	呉市	○			○	○	○
	庄原市 *					○	○
	坂町		○	○	○	○	○
	安芸太田町	○			○	○	○

都道府県	地方公共 団体名	子育て支援型				地域活性化型		
		若年 子育て	同居	近居		UIJタウン	コンパクトシティ	
山口県	山口県		○	○	○			
	防府市		○		○			
	平生町 *	○	○		○	○		○
徳島県	吉野川市		○	○	○			
福岡県	福岡県	○	○	○	○			
	北九州市					○	○	○
	大牟田市		○		○			
	八女市	○			○	○		○
	宗像市	○	○	○	○			
佐賀県	佐賀県	○	○	○	○			
	基山町	○			○			
長崎県	佐世保市 *		○	○	○			
	諫早市 *		○	○	○	○		○
大分県	大分市					○		○
鹿児島県	日置市 *					○		○
(団体数)	120	61	56	49	95	69	2	70

(注)表中の*印は、平成29年5月25日に開催した協定締結式より後に協定を締結した地方公共団体(65団体)